

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日替り、
の翌日)

目次

- ◇規則
 - 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
 - 鳥取県会計規則等の一部を改正する規則
 - 鳥取県収入証紙の一部を改正する規則
 - 会計事務の処理に必要な書類の様式の特例に関する規則の一部を改正する規則

規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年三月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十六号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十二

月鳥取県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第一号中「三千円」を「五千円」に、「一万九千円」を「二万五千円」に、「二万六千円」を「二万円」に、「二万三千円」を「二万五千円」に改める。

様式第十号を次のように改める。

様式第10号

(指定金融機関等名)

年度 県営住宅			
家賃等納入通知書			
団地			
殿			
		団地	住宅番号
月額家賃	円	割増賃料	円
		家賃合計 円	
款	使用料及び手数料	項	使用料
目	土木使用料	節	家屋賃付料
納期限		毎月末日	
上記のとおり毎月別紙により左記の指定金融機関等に納入してください。			
年 月 日			
鳥取県知事 石 破 二 朗			

年度 県営住宅 家賃等領収証書			
団地 殿			
月分	団地	住宅番号	
月額家賃 円	割増賃料 円	家賃合計 円	
款	使用料及び手数料	項	使 用 料
目	土木使用料	節	家賃貸付料
納 期 限	当 月 末 日		
上記金額を領収しました。			
年 月 日			

年度 県営住宅 家賃等納付書			
団地 殿			
月分	団地	住宅番号	
月額家賃 円	割増賃料 円	家賃合計 円	
款	使用料及び手数料	項	使 用 料
目	土木使用料	節	家賃貸付料
納 期 限	当 月 末 日		
上記のとおり納付します。			
年 月 日			

年度 県営住宅 家賃等領収済通知書			
団地 殿			
月分	団地	住宅番号	
月額家賃 円	割増賃料 円	家賃合計 円	
款	使用料及び手数料	項	使 用 料
目	土木使用料	節	家賃貸付料
納 期 限	当 月 末 日		
上記金額を領収したので通知します。			
年 月 日			
銀行 店 ⑧			
鳥取県知事(廳長) 鳥取県出納長(出納員) 殿			
担 当 課 建 築 課(係)			

様式第二十三号中「五〇、〇〇〇円」を「五九、〇〇〇円」に、「三〇、〇〇〇円」を「三四、〇〇〇円」に改める。

様式第二十六号中「五〇、〇〇〇円」を「五九、〇〇〇円」に「三〇、〇〇〇円」を「三四、〇〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、昭和四十六年四月一日から施行する。

鳥取県会計規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年三月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十七号

鳥取県会計規則等の一部を改正する規則

(鳥取県会計規則の一部改正)

第一条 鳥取県会計規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第百十一条第一号及び第百十七条第一項中「十万円」を「二十万円」に改める。

(鳥取県物品事務取扱規則の一部改正)

第二条 鳥取県物品事務取扱規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第二十三条及び第三十一条第三項中「二万円」を「三万円」に改める。

附 則

(施行期日)

この規則は、昭和四十六年四月一日から施行する。

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年三月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十八号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号(10)を次のように改める。

(10) 乗車法(昭和三十五年法律第四百十五号)第十二条第一項及び第三項の許可並びに同法第十四条第一項(同法第二十三条において準用する場合を含む。)の承認に係る同法第七十八条の規定に基づく手数料

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

会計事務の処理に必要な書類の様式の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年三月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十九号

会計事務の処理に必要な書類の様式の特例に関する規則の一部を改正する規則

会計事務の処理に必要な書類の様式の特例に関する規則（昭和四十五年三月鳥取県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中

払込書

出納長又は指定金融機関等の統轄店

を

払込書

出納長、出納員又は指定金融機関等の統轄店

に改める。

様式第三号を様式第三号のその一とし、同様式にその二として次のように加える。

(裏面)

領収済通知書 (払込書)

納入者

カーFNo	書類区分	年度	会計	主	務	課	収入区分
-------	------	----	----	---	---	---	------

--	--	--	--	--	--	--	--

収入年	月	日	款	項	目	節	細節
-----	---	---	---	---	---	---	----

--	--	--	--	--	--	--	--

団名地	
氏名	

月分	団	地	住宅番号

月額家賃	割増賃料	家賃合計
円	円	円

上記金額を領収したので通知します。

年 月 日

銀行 店 ㊤

鳥取県知事 (藤長)

鳥取県出納長 (出納員)

氏 名 殿

刷 込 カ ー ボ ン

その2

払 込 書												(表 面)												領 収 証 書															
納入者				刷 込 カ ー ポ ン																納入者																			
カードNo	書類区分	年度	会計																	主 務 課				収入区分				年度	会計	主 務 課									
				刷 込 カ ー ポ ン																																			
																				款 項 目 節 細 節																			
団 地 名				刷 込 カ ー ポ ン																団 地 名																			
氏 名																				団 地 住 宅 番 号								団 地 住 宅 番 号											
月 分				刷 込 カ ー ポ ン																月 分																			
																				月 額 家 賃 割 増 賃 料 家 賃 合 計				月 額 家 賃 割 増 賃 料 家 賃 合 計															
				刷 込 カ ー ポ ン																																			
																				円				円				円											
上記の金額を納入します。												刷 込 カ ー ポ ン												上記の金額を領収しました。															
年 月 日																								年 月 日															
												刷 込 カ ー ポ ン																銀行 店 ㊤											

備考 この様式は、県営住宅の使用料に使用する。

附 則

この規則は、昭和四十六年四月一日から施行し、昭和四十六年度の予算に係る会計事務から適用する。